



令和6年能登半島地震に係る県税の申告・納付等について 地域を指定し期限の延長を行いました

長野県では令和6年能登半島地震の被災状況等を踏まえ、地域を指定し、県税に関する申告、申請、請求、届け出その他書類の提出並びに納付等の期限の延長を行いましたのでお知らせします。(1月25日(木)付け長野県報告示)

□ 対象となる納税者

富山県及び石川県に住所(居所)又は主たる事務所若しくは事業所を有する方

□ 延長される期限

令和6年1月1日以降に到来する県税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付(納入)期限が、自動的に延長されます。

なお、期限をいつまで延長するかについては、別途告示で定め、改めてお知らせいたします。

□ 地域指定の対象とならない方の期限の延長について

地域指定の対象とならない方であっても、今回の地震により被災された方については、所轄の県税事務所に対して申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

そのため状況が落ち着きましたら最寄りの県税事務所または税務課へご相談ください。

□ 県税事務所について

裏面に連絡先など記載がございますのでご確認ください。

ガチなが

長野県直営 共創型ふるさと納税受付サイト

ガチ(本気)でより良い長野県を皆さまと共に創るサイト



(問合せ先)

担当 税務課総務係

降籬 田川 宣津

電話 026-235-7046 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2075

F A X 026-235-7497

E-mail zeimu@pref.nagano.lg.jp

■ 県税事務所連絡先一覧表

事務所	所在地	連絡先(直通)	管轄区域
総合県税事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野合同庁舎	(026)234-9505	長野市、須坂市、 千曲市、埴科郡、 上高井郡、上水内郡
総合県税事務所 北信事務所	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎	(0269)23-0204	中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡
東信県税事務所	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久合同庁舎	(0267)63-3135	小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡
東信県税事務所 上田事務所	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎	(0268)25-7117	上田市、東御市、小県郡
南信県税事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎	(0265)76-6805	伊那市、駒ヶ根市、 上伊那郡
南信県税事務所 諏訪事務所	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪合同庁舎	(0266)57-2905	岡谷市、諏訪市、 茅野市、諏訪郡
南信県税事務所 飯田事務所	〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 飯田合同庁舎	(0265)53-0405	飯田市、下伊那郡
中信県税事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎	(0263)40-1905	松本市、塩尻市、 安曇野市、東筑摩郡
中信県税事務所 木曾事務所	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎	(0264)25-2216	木曾郡
中信県税事務所 大町事務所	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎	(0261)23-6505	大町市、北安曇郡